

限定承認公告

本籍千葉県千葉市中央区生実町二五一一番地四、最後の住所千葉県茂原市弓渡一一九八番地九三（松竹梅）被相続人 亡 鈴木 信子
右被相続人は令和七年十二月十一日死亡し、その相続人は令和八年六月八日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月十六日

神奈川県横浜市中区綱島東一丁目二番一〇号ビーチビルE二〇五号
相続財産清算人 清水 勝利

限定承認公告

本籍山梨県甲府市山宮町三一九六番地一二、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 関根由美子

右被相続人は令和七年十二月三日死亡し、その相続人は令和八年六月八日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月十六日

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル19三階B弁護士法人FORPEACE法律事務所
限定承認者関根直行
代理人弁護士 伏見 彩

本籍長野県長野市大字北堀五一三番地三、最後の住所 長野県長野市大字北堀五一三番地の三 被相続人 亡 滝澤 靖彦
右被相続人は令和七年七月九日死亡し、その相続人は令和八年六月八日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月十六日

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル19三階B弁護士法人FORPEACE法律事務所
限定承認者関根直行
代理人弁護士 伏見 彩

限定承認公告

本籍長野県長野市大字北堀五一三番地三、最後の住所 長野県長野市大字北堀五一三番地の三 被相続人 亡 滝澤 靖彦
右被相続人は令和七年七月九日死亡し、その相続人は令和八年六月八日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月十六日

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル19三階B弁護士法人FORPEACE法律事務所
限定承認者関根直行
代理人弁護士 伏見 彩

本籍長野県長野市大字北堀五一三番地三、最後の住所 長野県長野市大字北堀五一三番地の三 被相続人 亡 滝澤 靖彦
右被相続人は令和七年七月九日死亡し、その相続人は令和八年六月八日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月十六日

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル19三階B弁護士法人FORPEACE法律事務所
限定承認者関根直行
代理人弁護士 伏見 彩

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル19三階B弁護士法人FORPEACE法律事務所
限定承認者関根直行
代理人弁護士 伏見 彩

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル19三階B弁護士法人FORPEACE法律事務所
限定承認者関根直行
代理人弁護士 伏見 彩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千口を消却することとしたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年七月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
キーム特定目的会社
取締役 中村 武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千口を消却することとしたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年七月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
キーム特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百九十五万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年七月三十日付官報の号外第一七四号一一七頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
トウヤ特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千八百八十万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年七月三十日付官報の号外第一七四号一一六頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
サガミ特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十六日

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年八月五日付官報の号外第一七八号五十五頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
キーム特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年八月五日付官報の号外第一七八号五十五頁に掲載されております。

令和八年六月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
キーム特定目的会社
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千六百八十五万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパン
グアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK One 取締役 横倉 弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千三百十万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパン
グアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK One 取締役 横倉 弘和

当社は、優先資本金の額を三千三百十万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパン
グアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK One 取締役 横倉 弘和

令和八年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパン
グアウトソーシングサービス内
Straits Himawari TMK Two 取締役 横倉 弘和

債権申出の公告（第三回）

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回目掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十六日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一一番九号
岡本株式会社
確定給付企業年金清算人 坪井 静世

取消公告

令和七年十一月四日掲載の合併公告は取消します。

令和八年六月十六日

東京都千代田区神田和泉町一番地六一六
ヤマトビル四〇五
（甲）リソースサプライ合同会社
代表社員 中山 智尋

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル2F1C
（乙）合同会社インクルージョン
代表社員 田中 竜二

正誤

ページ段 行 誤 正
令和六年十一月七日外務省告示第三百四十九号（ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」

（原稿誤り）
一四七〇八「ウガンダ共和国における」を「ウガンダ共和国における難民居住地及びホストコミュニティにおける女性・平和・安全保障プロジェクト実施計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合女性機関との間の書簡の交換に関する件」